

○浪江町地場産品利用促進事業補助金交付要綱

(令和6年3月29日告示第100号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内で事業再開又は新規創業した事業者が、町伝統的工芸品を製造する町指定事業者等から購入し利用することにより、伝統的工芸品の振興及び安定を図り、もって町の伝統文化の維持及び発展並びに技術継承に資するため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、浪江町補助金等の交付等に関する規則(昭和60年浪江町規則第12号)及び浪江町補助金交付要綱(昭和60年浪江町訓令第10号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条

- (1) 町伝統的工芸品 大堀相馬焼をいう。
- (2) 町指定事業者等 大堀相馬焼協同組合及び町内で大堀相馬焼を製造する窯元をいう。
- (3) 町税等 申請者に課税されている町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料をいう。
- (4) 店舗等 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)別紙に定める建築物又は建築物の部分の用途の区分のうち、ホテル、旅館、日用品の販売を主たる目的とする店舗(雑貨店等)、本屋、飲食店、食堂、喫茶店、理髪店、美容院、洋服店、展示場その他町長が適当と認める店舗をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、町内において事業を行う法人又は個人(以下「事業者等」という。)で、納付すべき町税等の滞納がない者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象者が店舗等で使用するための伝統的工芸品を購入する事業に要する経費とし、1点あたり50,000円以内かつ経費総額が100,000円以上のものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2とし10万円を交付限度額とする。(千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。)

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ浪江町地場産品利用促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の対象経費等の収支予算書又は事業計画書
- (2) 第3条を証する書類

- (3) その他町長が特に必要と認める書類
(交付の決定及び通知書)

第7条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して交付の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付通知書(様式第3号)によりそれぞれ通知するものとする。
(変更承認申請書)

第8条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「交付決定対象者」という。)は、補助金交付決定通知を受けたのち、補助金申請内容を変更する場合又は中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 交付決定対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、3月31日までに町長に報告し、その指示を受けなければならない。
(実績報告)

第9条 交付決定対象者は、補助金に係る事業完了後30日以内(前条第1項の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理してから30日以内)又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 伝統的工芸品を購入し、支払いしたことの確認ができる資料
- (2) 購入した伝統的工芸品の写真
- (3) その他町長が特に必要と認める書類
(交付額の確定)

第10条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の交付額を確定し補助金交付額確定通知書(様式第6号)により速やかに交付決定対象者に通知する。
(補助金の請求)

第11条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書(様式第7号)による交付決定対象者の請求に基づき、補助金を交付する。
(補助金交付の取消し)

第12条 町長は、交付決定対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

2 補助事業により取得した財産について、町の承認を得ないで財産を処分・転売又は目的外使用するなど、不適切な事案が判明した場合は補助金の返還を命ずることができる。

(財産の管理及び処分)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得した物品についての台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号(第6条関係)

浪江町地場産品利用促進事業補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第7条関係)

補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第3号(第7条関係)

補助金不交付決定通知書

[別紙参照]

様式第4号(第8条関係)

変更承認申請書

[別紙参照]

様式第5号(第9条関係)

浪江町地場産品利用促進事業実績報告書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 10 条関係)

補助金交付額確定通知書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 11 条関係)

補助金交付請求書

[別紙参照]